

# 城里町議会全員協議会会議録

日時 令和5年9月1日(金)

午前10時06分

場所 城里町役場 3階 議場

## 出席委員(14名)

議長	阿久津 則 男 君	副議長	片岡 藏 之 君
	高橋 裕 子 君		猿田 正 純 君
	金長 秀 範 君		藤咲 芙美子 君
	綿引 静 男 君		三村 孝 信 君
	飯村 栄 君		関 誠一郎 君
	桜井 和 子 君		鯉 洵 秀 雄 君
	加藤木 直 君		小 坏 孝 君

## 欠席委員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修
副町	長	藤田	悟史
教	育	添田	智
まちづくり	戦略課長	小林	克成
総務	課長	増井	栄一
町民	課長	加藤	孝行
財務	課長	雨宮	忠芳
税務	課長	佐藤	宰
健康	保険課長	富江	一也
長寿	応援課長	稲川	弘美
福祉	こども課長	飯村	正則
農業	政策課長	興野	隆喜
都市	建設課長	大津	好男
下水道	課長	園部	繁
会計課長	(会計管理者)	所	克実
水道	課長	江幡	守仁

農業委員会事務局長	山崎 栄一
教育委員会事務局長	廣木 仁

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	興野 友宣
主任書記	町田 めぐみ
主任書記	高丸 哲史

---

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議案件
  - (1) 令和5年第3回城里町議会定例会提案事項について  
(別紙 議会定例会議事日程)
- 3 閉 会

---

午前10時06分開会

開 会

○議長（阿久津則男君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

---

議長挨拶

○議長（阿久津則男君） 本日の全員協議会は、来る9月5日に召集されます令和5年第3回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前にご協議をいただくものがあります。よろしく審議のほどお願いを申し上げます。

本日の出席状況について報告いたします。全員出席であります。

---

町長挨拶

○議長（阿久津則男君） ここで町長よりご挨拶をいただきたいと思います。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和5年第3回議会定例会に提案します議案等につきまして、事前に議会議員の皆様にご説明するため、議会全員協議会の開催をお願いしましたところ、公私ともご多用のところ出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の全員協議会ですが、条例の一部改正、令和5年度補正予算のほか各会計年度の決算認定など議案19件、報告13件につきましてご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

---

協議事項

○議長（阿久津則男君） これより会議に入ります。

ご質問のある方は挙手をし、議席番号を述べた上でご質問ください。

なお、全員協議会を円滑に進めるため、質問、答弁は着座にて進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第41号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） それでは、議案第41号をご覧いただきたいと存じます。準備をします。少々お待ちください。

議案第41号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。公共施設及び設備の廃止並びに住民ニーズに対応した柔軟な公共施設の運営を図るため、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点ですが、譲渡をしているため、現在では使用料の発生が生じない特産品直売所「ななかい」、設置更新をしない役場本庁舎前駐車場の電気自動車用急速充電器、こちらの使用料を廃止するとともに、役場本庁舎ホール等の一般貸出利用に際し、庁舎内で持ち込み電気器具等を使用した場合の電気使用料につきまして追加するものでございます。

以上、議案第41号についてご説明申し上げました。

詳細につきましては、説明資料1ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第41号に対する質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 庁舎内に器具を持ち込んでの使用というのはどういうことなんでしょうか。ちょっとお聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） ただいまのご質疑についてお答えさせていただきます。

庁舎利用に関し、一般の方もホール等の利用が可能です。そういった場合に、利用する方が電気器具等を持ち込んだ場合、例えば実演をしたり、試飲をしていただくのに熱いお茶のためにお湯を沸かすのにポットを持ち込んだなどというような場合は、電気を使用するものですから、庁舎内の電気を使用した場合の電気使用料ということになります。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。要するに災害のときとか、そういうときに何かポットとか使えないから電気使わせてくれというようなときのことなんでしょうか。違う。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 非常時災害等の場合ではございませんで、庁舎管理、庁舎使用の場合の一般的な使用に伴うものでございます。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。ということで、じゃ常にそういう方向で町民を受け入れるということになったわけですね。

○議長（阿久津則男君） 総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） そのとおりでございます。販売等、庁舎を使って職員や町民の方に実演をする場合等に使う場合の範囲を広げたというようなことでございます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 今回改正する中に削除する部分で「ななかい」、これは特産物直売所「ななかい」ですか。これを削るということなんですけれども、この使用料は年額3万7,020円で月額3,080円というのは、たとえば3万7,020円だと、これはもう削っちゃうものだからどうこうじゃないんですけども、12か月でやると3,085円だと思っただけですけども、これが3,080になる。もし月額3,080円ならば1年間で12掛けると3万6,960円で、これちょっと計算的に消費税が入っていて云々の話なのかどうか分からないんですけども、削るということなので、もうこれはなくなってしまうということなので、今から数字変えてもあれだけですけども、これは本文見てもこのままなんですよね。

別にここの載っているのは間違っているわけではないんですけども、ただそれと今回この直売所がなくなるということだから、この使用料も当然削るということなんだと思うんですけども、この特産物直売所「ななかい」は、もうかなり前に建てられていると思うんですけども、これ県単事業かなんかで多分やっている、補助事業でやっていると思うんですけども、これ今後ここはどのようにされるんですか。この2点、ちょっと金額的な部分と今後どういうふうにしていくのかというのを2点お伺いしたいと思います。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議員のご質問にお答えさせていただきます。

○議長（阿久津則男君） マイク近づけて。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） はい。実際にこの処分をしたのは、当時の産業振興課になりまして、経過を申し上げますと、平成6年にこの施設がオープンし、営業してきたわけなんですけれども、平成23年の東日本大震災以降は休止状態となってございました。底地が借地であったことから、現状復旧での返却となる、地権者より建物の譲渡を希望されたため、取り壊しをせずに現状で譲渡をしているところでございます。平成27年7月27日に譲渡したところでございます。

既に平成27年12月議会定例会で設置及び管理に関する条例のほうは廃止しておったわけでございますけれども、今回使用料及び手数料条例にその施設の名称等が存在してございましたので、削除をさせていただくものでございます。

最初の質問の料金等につきましては、大変申し訳ございませんけれども、手持ち資料等ございませんので、はっきりとお答えすることはできません。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 今後のこともあるので、お伺いしますけれども、この使用料は

月額と年額というのは整合性がなくてもよろしいんですかね。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） やはりこれは整合性を持って記載すべき、手数料条例として提示するのが正しいかというふうに承知してございます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） それと、課長一番初めに答えられた件なんですけれども、もう既に23年かな、23年にこれは処分されているというか、これは売却をしたということですか。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 当時の資料を確認しましたところ、先ほど申し上げましたように当時、産業振興課のほうで物産センターということで処理のほうは行っていただけでございますけれども、通常、原状回復というようなことで取壊しして、お返しするというのが本来の姿でありますけれども、地主さんのほうから建物もまだ倉庫としても使えるので、そういうことで、そのまま譲り受けできないかということで、町のほうでも取壊しの費用とか試算した中で、やはりそのまま譲渡したほうが安価であるというふうなことから建物を残して、そのまま地主さんのほうにお返ししたというふうなことでございます。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

○6番（加藤木 直君） そうしますと、これは取り壊すとお金もかかるので、もちろんね。ですから、向こうでも、それがまだ使えるような状況なので、どうせ取り壊して廃棄するならばそのまま譲ってもらえないかということで、これはお金は伴ってないんですね、じゃ。

ただね、確かに金銭的なことを言いますと、例えば100万かかるから、取壊しに100万かかっちゃうなら、じゃたとえ使えるものだけでも、じゃあげちゃえというのは、これ行政の仕事としては、相殺するというのは基本的にはやっちゃいけないことだと思うんだよね。幾らお金がかかっても、行政がやるべきことは壊すときには壊す。それをもし譲り渡すというならば、そこには1,000円でも2,000円でもお金が当然伴ってくるべきであって、そういったことを今後もまた同じようなことをいろいろな部分でするのか。

それと例えば原状復帰というのが契約のときの最初の契約だと思うんですよ、通常は。でも、それをそのままの状態であげてしまうということになると、それはじゃ契約書の変更はやっているのかどうか。もちろんやっているとは思うんだよね。じゃないと、とてもそのままでは返せないの。これ、もし分かったら課長お願いします。

○議長（阿久津則男君） 大事なことなんで、ちょっと続けます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議員のご質問にお答えをさせていただきます。

当時の資料を見る限りでは、未登記の家屋の所有権移転の申請書というようなもので契約のほう取り交わしておったというようなことでございます。

また、建物の譲渡契約書というものが、先ほど申し上げましたように平成27年7月27日付で締結されているところでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 今後。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 今後につきましては、ここで即答もできない部分もございますので、よく財産の主管課である財務課等と協議をして今後の方針を決めていきたいというふうに考えます。よろしくをお願いします。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木直君。

○6番（加藤木直君） そうしますと、これ相殺しているということなので、それは隣のはつつあんとかまさんの話だったらいいけれども、行政でやる仕事は幾ら金がかかってもちょうとやるべきことはやらなくちゃいけないなと思うんですよね。そこにお金が伴って、例えば譲渡されたんだったら、それは金額の大小は言いませんけれども、ただ壊す分を、壊すと金がかかるからそのままあげちゃうというのは、全てが悪いわけじゃないけれども、いろいろなケースがあるけれども、今回ちょっと今聞いたのでは、ちょっともう過ぎたことかもしれないけれども、ちょっと納得がいかないなど。これはもし譲渡するにしても、議会議決案件になっていますよね、多分。議会通っているんですね、じゃ。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） これにつきましては平成27年12月、契約が終わった後ですね。議会のほうで設管条例の廃止というようなことで、議決はいただいているというふうに認識はしてございます。

その譲渡しの件につきましては、ちょっと条例等再確認しないと定かでないんですが、金額的に議決を要する案件ではなかったのかなというふうには思います。

○6番（加藤木直君） 金額は幾らからですか、じゃ。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、700万。

○6番（加藤木直君） 700万以下。700万以下は財産であってもやっちゃっていいんだ。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議決は要しないという。

○議長（阿久津則男君） じゃ、これで進めます。議案もちょっとずれているんでね。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第42号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） それでは、議案第42号 町道路線の変更についてご説明いたします。

議案第42号 町道路線の変更について。

道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の路線を変更することについて議会の議決を求めるものです。

路線名、町道1539号線、起点終点については新のほうでご説明いたします。

起点、大字石塚2373番地先、終点、大字石塚2389番地先です。延長について既存の道路より約100メートル延長するものでございます。

場所についてですが、こちら石塚地内の全体図でございまして、こちらの現在の南団地の中でございます。既存の道路については、こちらが起点で、こちらが今、終点になっておりますが、今回の変更について起点をこちら、町道1246号線より、こちらの矢印の先までと決定するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第42号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この延伸については山側から延長になるんですかね。場所的に、これはもしかしたら今新しく造っている道路があるんですけども、その道路をどのように延長するのか、ちょっともう一度見せていただけますか、図。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ただいまのご質問ですが、既存の今おっしゃっている道路については、この部分について既に完成しているところですが、都市計画法の町の計画にのっとりまして、地区計画道路9-4号線という道路になるんですが、こちらについて、ここですね、この部分からこの部分について今回延長するものでございます。ご指摘のとおり、ここについては、もう改良済みとなっているところでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ということは、これは左側のところは山になっているところで米沢団地につながるところですか。

○議長（阿久津則男君） 都市建課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 山側といいます、ちょっとこれでは見づらいんですが、この道路につきましては、こちらの一本松の通りの昔のお魚屋さんがあったところからずっと下りまして、南行のほうに向かう町道があるんですが、そちらのほうに接続する部分まで今回変更を議案としているものでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 上のほうに直線ではいつている道路があるんですけども、この変更後とか変更前とかが書いてある場所というのは、ちょうど魚屋さんのところからだと真っすぐ下りてきたところということでいいんですね、じゃ。

○都市建設課長（大津好男君） そうです、こちらから入って行って、魚屋さんがこの辺にあるんですけども、昔の。ここからずっと入ってきたところにまで今回延伸するものでございます。

○議長（阿久津則男君） 場所についてですか。後から確認してください。今度で4回目ですかね。最後にします。

○8番（藤咲芙美子君） 4回駄目なんですか。

○議長（阿久津則男君） 一応3回で進めたいんですよ。

○8番（藤咲芙美子君） 全協ですよ、今日は。

○議長（阿久津則男君） 全協、なるべく。

○8番（藤咲芙美子君） 3回ですか。

○議長（阿久津則男君） はい、できればね。

○8番（藤咲芙美子君） じゃちょっと最後にすみません。これは延長しなければならぬ道路なんでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 都市建課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 先ほど申しましたとおり、ここの路線については城里町の都市計画の中で地区計画道路の9-4号線となっている道路でございます。今回、南団地の建て替え事業をやっている部分がありますが、今この辺が建て替えが済んでおります。これに伴って地区のアクセスのことも考慮しまして、都市計画決定に基づいた地区計画道路の延伸をするものでございます。

○8番（藤咲芙美子君） はい、分かりました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第43号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 議案第43号 損害賠償額の決定及び和解についてにつきましてご説明させていただきます。

事故発生年月日であります、令和5年4月7日午前11時30分頃であります。

事故発生場所であります、城里町大字上青山410番地、城里町立常北小学校敷地内です。

相手方であります、水戸市在住の教職員でございます。

和解条項であります、1番目としまして、過失割合は町が100%とし、(2)として損害賠償額は5万2,360円となります。

また、示談成立後は本件に関し一切異議申立て請求を行わないであります。

事故の原因であります、当日は風が強く、時折突風が吹いておりました。その中、町会計年度任用職員が入学式終了後に駐車場整理に使用していましたカラーコーンを片づけようと駐車中の車両の間を通過した際、強風でふらつき、カラーコーンを相手方車両に接触してしまい、傷をつけたことによるものであります。

以上の事案につきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第43号についてご説明させていただきました。ご審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第43号に対するご質問をお受けいたします。

10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） 質問します。

このカラーコーンの材質は何なんですか。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ご質問にお答えします。

通常のプラスチックっぽい赤い三角錐のものです。プラスチックです。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） 普通に使っている軽いカラーコーンなんでしょう。これ質問2回カウントされるからまだ答えなくていいけれども、今ちょっとこの付近の隣とか前後の議員にどうもイメージが湧かないという話をしたんです。それは、カラーコーンが当たった……

○議長（阿久津則男君） マイク近づけてください。

○10番（三村孝信君） カラーコーンが接触したぐらいで乗用車というのは、車は傷がつくものなんですか。ちょっとそういうイメージが湧かないんです。その辺、詳しく説明してもらいたいです。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 状況をご説明いたします。

2つのカラーコーンを二重に重ね合わせて、カラーコーン用の重りも、そのときに一緒に運んでいたという状況の中で、重りと一緒にカラーコーンが車と接触してしまったことにより傷がついたということでありませう。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） これ局長の説明は重りと言うんだけど、重りなんていうの

は全然出てこないじゃない、これ。カラーコーンがぶつかって傷つきましたとしか、この事故原因の説明にはなっていないでしょう、書いてないでしょうよ。これで議員納得させるというのは無理だろうよ。だから、重りというのはどんな重りだったの。それでも私らは想像つかない。カラーコーンの重りというのはどんなのだか。

3回目になるから最後にするけれども、しかもそれは相手方は学校の先生なの、この常北小学校の。その辺のところも詳しく知りたいんですよ。3回目でやめるけれども、この後はもっと厳しい議員に任せますけれども。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○10番（三村孝信君） 私はこれで終わりにするから私の質問には答えて、それだけは。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ご質問にお答えさせていただきます。

会計年度職員というのはALT、英語を教えていただいている……

○10番（三村孝信君） いや、重りから言ってよ。コーンの重りというのはどんなの。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） コーンの重りなんですけれども、通常黒い色の三角コーンを押さえるために下のほうに、通常表なんか置くときに風で飛んでしまいますので、底の下の部分に設置というか、できるようなものであります。黒いものです。

あと事故を起こしてしまった者につきましては、ALTという英語を教えていただいている……

○10番（三村孝信君） 起こしてしまったじゃないでしょう。起こしたのは会計年度任用職員というのは、これがALTなの。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） はい。

○10番（三村孝信君） 傷つけた相手というのは教職員だと。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 傷つけられた車を所有している方が学校の先生になります。

○10番（三村孝信君） 学校の先生って、どこのだい。ごめんなさい。

○議長（阿久津則男君） 説明があれだから。

○10番（三村孝信君） 常北小学校の先生なの。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） はい。

○10番（三村孝信君） ここまで聞いて、あとはほかの議員に任せます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

じゃ、14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） ただいまのこの5万2,000円の事故の写真があると思うんですよ。それ確認させてください。どこらの傷の大きさで、こういう金額だということを確認してちょっと判断したいと思うので、5万2,000円といたら相当な傷であると思うので、ちょっとその写真を見せてください。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ただいま資料を持ち合わせておりませんので、至急用意いたします。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

9番片岡藏之君。

○9番（片岡藏之君） 1点だけお聞きしますね。

この相手方というのは、当然指定の駐車場に車を止めてあった車ですよ。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ご質問にお答えいたします。

当日が入学式であったものですから、来賓者用のスペースを確保するために教職員は通常の駐車場よりも狭く駐車していた経緯がございます。詰めて、通常のラインが引いてある駐車場ではなくて、そちらを来賓用として使用していましたので、狭いスペースで職員は駐車していました。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 9番片岡藏之君。

○9番（片岡藏之君） それは要するに校長がここに車を止めなさいということで指定してあった場所ですよ。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） そのように認識しております。

○議長（阿久津則男君） いいですか。

○9番（片岡藏之君） はい、分かりました。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 何度も何度も申し訳ございません。強風でふらついて、それでカラーコーン持っていたやつが吹き飛ばされたのか、それが当たったのか分からないんですけども、この損害賠償金見ると5万2,360円というのは結構な傷だと思うんですよ。そうすると、そのときの強風って果たして風速何メートルぐらいの強風が吹いていたのかというのは、吹き飛ばされるんだから結構な風だと思うんだよね、これね。金額からすると、すごくイメージが、先ほども三村議員も言いましたようにちょっとイメージが湧かないと、脇を通っただけでは。今読んでみますと、強風でということなので、かなりの風だったのかなというイメージは湧いてきてはいるんだけど、これ保険金請求するときは間違いなくそういった細かい部分ね、このぐらいの強風が吹いていましたよというところは多分、保険金請求では入れていると思うんですけども、ちなみに分かれば今日、風速何メートルぐらいか、分かっていたらお伺いしたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） そちらのデータにつきましては、持ち合わせてお

りませんので、ちょっと調べさせていただいて報告させていただきたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） これ議会だから四角張った言葉で全部お話ししていますけれども、実際にお話ししているときには、こういった事故って、これだけの金額がかかって保険屋さんに請求するにしても、全くもってイメージが湧かない。本当にこういうことってあり得るのって誰もがみんな思っていると思うんだよね。これを実際に保険金請求してお金を出すというのは、保険屋さんて実際、この言葉で多分請求していますよね、ここの原因は。この言葉は全くこれでやっていると思うんですよ。課長、保険屋さんは納得されているんですかね、これ。

○議長（阿久津則男君） 事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） こちらにつきましては、保険屋さんのほうと協議した上で、このような議案として提出させていただいております。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 車の傷の問題、こんなに何人も質問すること自体がちょっと。なぜ質問しているかということは、すり傷なのか、へこみがあったのか、そういう状況が全く見えない。そういう中で5万幾らだと。これね、カラーコーンの下はゴムですからね。これすり傷ぐらいでしょう、多分。局長。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 傷につきましては、1センチ程度の傷が4か所ということで報告が……。

○11番（関 誠一郎君） 何傷だ。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 1センチくらいの程度の傷がついたということで4か所ついたということです。

○議長（阿久津則男君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） そこらが皆さん疑問に思っているんですよ。前、町長の車バンパーぶつけて5万5,000円ですからね。これがその傷ぐらいで5万3,000円、いかにも高い。傷が本当にゴムとプラスチックでそんなにつくわけないんだよな。ねえ町長、町長の町長車バンパー5万5,000円だからな、塗装入れて。ちょっとやっぱり信憑性に欠けるな。もう1回、小坪さんが言うように写真でも持ってきたら。

以上、いいです。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第44号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第44号 令和5年度城里町一般会計補正予算（第4号）  
についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,324万8,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ107億3,923万8,000円とするものです。

第2条、債務負担行為の補正であります。

第3条、地方債の補正であります。

2 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入、11款地方特例交付金、1項地方特例交付金であります。既定額に247万1,000円を追加するもので、個人住民税減収補填特例交付金の確定によるものです。

12款地方交付税、1項地方交付税であります。既定額に1億2,609万6,000円を追加するもので、普通交付税の確定によるものです。

16款国庫支出金、2項国庫補助金であります。既定額に767万1,000円を追加するもので、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の増によるものです。

17款県支出金、2項県補助金であります。既定額に281万円を追加するもので、儲かる産地支援事業補助金の確定によるものです。

3項委託金であります。既定額から82万2,000円を減額するもので、市町村事務処理特例交付金の確定によるものです。

19款寄附金、1項寄附金であります。既定額に200万円を追加するもので、一般寄附金によるものです。

20款繰入金、2項基金繰入金であります。既定額から1億5,130万1,000円を減額するもので、財政調整基金繰入金の減によるものです。

21款繰越金、1項交付金であります。既定額に2億5,845万5,000円を追加するもので、前年度繰越金の確定によるものです。

23款町債、1項町債であります。既定額から1,339万5,000円を減額するもので、合併特例事業債、過疎対策事業債及び臨時財政対策債の確定によるものです。

続きまして、歳出であります。

3 ページになります。

1 款議会費、1 項議会費であります。既定額から130万円を減額するもので、人件費の減によるものです。

2 款総務費、1 項総務管理費であります。既定額に1億8,560万6,000円を追加するもので、主なものは町民センターの修繕費、財政調整基金積立金等の増によるものです。

2 項徴税费であります。既定額から1,120万円を減額するもので、人件費の減による

ものです。

3 項戸籍住民基本台帳費であります。既定額から355万円を減額するもので、人件費の減によるものです。

3 款民生費、1 項社会福祉費であります。既定額に146万6,000円を追加するもので、主なものは国民健康保険特別会計繰出金、地域介護福祉空間整備等補助の増、介護保険特別会計繰出金、人件費の減等によるものです。

2 項児童福祉費であります。既定額に391万円を追加するもので、主なものは人件費及び給食費補助等の増によるものです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費であります。既定額に1,657万4,000円を追加するもので、主なものは国民健康保険特別会計繰出金、国庫補助負担金返還金の増、人件費の減によるものです。

2 項清掃費であります。既定額から718万4,000円を減額するもので、主なものは衛生及び環境センター光熱水費の減によるものです。

5 款農林水産業費、1 項農業費であります。既定額に1万9,000円を追加するもので、主なものは儲かる産地支援事業補助の確定による増、下水道事業会計補助の減によるものです。

6 款商工費、1 項商工費であります。既定額に508万2,000円を追加するもので、主なものは観光施設の測量設計委託費の増によるものです。

7 款土木費、1 項土木管理費であります。既定額から410万円を減額するもので、人件費の減によるものです。

2 項道路橋梁費であります。既定額に4,400万4,000円を追加するもので、主なものは測量及び側溝清掃委託費、維持補修工事等の増によるものです。

4 項都市計画費であります。既定額に180万8,000円を追加するもので、主なものは人件費及び施設修繕の増によるものです。

5 項住宅費であります。既定額に1,878万9,000円を追加するもので、主なものは町営住宅管理修繕業務委託及び人件費等の増によるものです。

9 款教育費、1 項教育総務費であります。既定額に1,006万8,000円を追加するもので、入学等支援金補助の増によるものです。

2 項小学校費であります。既定額から220万8,000円を減額するもので、主なものは施設の光熱水費の減によるものです。

3 項中学校費であります。既定額から125万9,000円を減額するもので、主なものは施設の光熱水費等の減によるものです。

4 項社会教育費であります。既定額から2,310万4,000円を減額するもので、主なものは人件費及び施設改修工事の減によるものです。

5 項保健体育費であります。既定額から44万8,000円を減額するもので、主なものは

施設光熱水費の減によるものです。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費であります。既定額に27万5,000円を追加するもので、主なものは災害復旧工事補助金の増によるものです。

5ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為補正であります。

債務を負担することのできる事項に1件の追加のあったものを期間及び限度額を見込んで、5ページにお示しするものです。

第3表、地方債補正であります。

変更につきましては、町道整備の合併特例債事業債に650万円を追加し、桂図書館資料館空調改修工事の過疎対策事業債を1,210万円及び臨時財政対策債を779万5,000円を減額するものです。

以上が議案第44号 令和5年度城里町一般会計補正予算（第4号）につきましての説明になりますが、詳細につきましては6ページから24ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと存じます。ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第44号に対するご質問をお受けいたします。

11番 関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 歳出なんですけれども、庁舎管理費、町民センター、保健福祉センター、教育委員会事務局、コミセン、この中に燃料費というのが入っているんですけれども、これちょっと説明もらえますか。財務課でしょう。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 冬季の節電対策として、燃料費、灯油代を計上したものでございます。

○議長（阿久津則男君） 11番 関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） これ各この事務室へストーブを置くということだね。今、二酸化炭素排出ゼロ、世界的にやっている状態の中で、どうして石油ストーブ今頃使うの。安いからと。でも、今度の冬あたりは灯油は120円から140円になっていますよ。実際にこういう予算の計画の中でストーブもたない。灯油代としては足りないよ、もし灯油代として暖房を使うなら。

こういう今時代をさかのぼって事務局をストーブで温める、こんなのは認めるわけにいかない。これ万が一職員がやけどでもしたらどうするの、これ。また、一酸化炭素中毒になったらどうするの。その辺を管理をちゃんとするなんて言ったって、万が一事故が起きた場合、対応、議会としては電気料として認めているんだから、電気料使えばいいんですよ、エアコンを。何でさかのぼってストーブなんか使うんですか。おかしい。その辺もう1回、財務課長。どういう理由で使うのか、ストーブ。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ストープの使用に関しましては、電気代高騰、予算は認めていただいているんですが、削減として2,300万円の電気代が削減できるという試算の中でストーブの運用ということが出ております。

○議長（阿久津則男君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 悪いけれども、ここらぐらいのストーブで2,300万の電気料を削減するなんて茶番劇じゃん、これ。それだったら全庁舎ストーブ入れろ。どうせ効果はないけれどもね、全庁舎入れても。

ただ、この考え方が私は納得できない。幾らストーブ使って暖房にしたって換気は必ず必要だし、十分な暖房は得られない。あきれました。

いいです、以上。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 歳入のほうでちょっとお聞きしたいんですけれども、まだ令和5年度の半ばではあるんですけれども、交付金、地方交付金ですか、それがまだ今まで合併特例債使うと、要するに交付金で返還されまして7割戻りますとか、そういう金額でいくと、私は楽しみに50億くらい、もうとっくに超しているのかなと思ったんですけども、いつになっても40億も超えないんだよね、毎年。だから、それどういうことになっているのか。これ今年の5年度の閉鎖時期には幾らくらいの交付金が入るんだか、ちょっとお示ししてください。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ただいまのご質問ですが、5年度の交付金の想定額ということではよろしかったですか。

○14番（小坪 孝君） 要するに令和5年度の予算組みをしているでしょう。だから、そのときに交付金は幾ら入るとするのは40万超えてないのよ。今まで合併特例債事業やっても交付金で入ります、入りますという説明ばかりしてきたのよ。その交付金を実際的にはこれね、40億も超えてないの、今までの。令和4年度にしても3年度にしても。だから、今年、令和5年度だったら俺は50億くらい今とっくにもう到達している金額だと思うのよ。だから、これが38億くらいしか入ってないというのは、令和5年度の最終決算のときに交付金あなたらが言っていたやつが金額が、7割入るんですとか、そういう感じで説明していたやつが実証されてないのよ、結果として。だから令和5年度は交付金幾らくらい入る予定ですかというの、中間として。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） すみません。一応5年度の想定額としては35億から37億ぐらゐを想定して予算組みはしております。38億ぐらゐの。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪 孝君。

○14番（小塰 孝君） 38億といったら、この今度補正予算組んだ金額しか、もうこれから入ってこないという金額でしょう。今までやっていた事業の交付金が、交付金で返還されるんです、返還されるんですって言ってきた金額が全然見当たらないのよ。借金ばかり増えちゃって。1億円の借金もして、予算組みしているのに。だから、そういうのをやっぱりきちんと説明している以上は結果を出してほしい。野球選手と同じくね。結果を出さないと、やっぱり皆さん信用できないと思うのよ。

○議長（阿久津則男君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 今の合特債の話で言いますと70%措置されるということで、金額で50億とか、そういうことではないので……

○14番（小塰 孝君） ちゃんとしゃべってください、マイクを通して。

○財務課長（雨宮忠芳君） 基本財政需要額に換算されますので、交付税措置は70%措置されるということなので、何億返ってくるとか、そういうことではないので、通常予算取りの段階では38億ぐらいの予算取りとして返ってくるということで表示しております。

○議長（阿久津則男君） 14番小塰 孝君。

○14番（小塰 孝君） そういう70%交付されますという説明をしてきたから、こういう金額が上がって交付金が上がって結果が出ていればいいのよ。ちゃんとそれが正しいんだなという感じで判断されるんだけど、それは査定に入られますなんていう話が交付金で返還されますなんて説明をしてきて、財政課長が言ってきたやつが立証されないでしょうと、それを言いたいよ。結果として野球の選手と同じく打率で結果を残さないと交付金が本当に入ってきて、これだけ入ってきているんですって説明をすれば納得すると思うのよ。

以上。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

5番桜井和子君。

○5番（桜井和子君） 説明資料のほうで質問いたします。

まず12番、長寿応援課のところですけども、高齢者施設における防災減災対策のため、施設の修繕工事費の補助ということですが、この施設はどこの施設でしょうか。

○議長（阿久津則男君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 質問にお答えいたします。

高齢者福祉施設ということで、そちらの施設は町内に石塚地区にあります……

○議長（阿久津則男君） 課長、今の説明は何を説明しているの。事業報告書。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 事業報告書。

○議長（阿久津則男君） 事業報告書は……

○長寿応援課長（稲川弘美君） 予算の概要で。

○議長（阿久津則男君） 予算の概要、じゃ答弁できる。

○長寿応援課長（稲川弘美君） はい。

○議長（阿久津則男君） できる。じゃお願いします。

○長寿応援課長（稲川弘美君） すみません。ご質問にお答えいたします。

予算の概要の12番の地域介護福祉空間整備等施設整備補助金交付事業の高齢者施設がどこであるかということなんですけれども、申請いただいているのは石塚地区の常北中学校の下にあります小規模多機能ホーム城里でございます。

以上でございます。

○5番（桜井和子君） あともう一つですね、25番の先ほどの暖房器具ということなんですけれども、ここ七会小学校と沢山小学校がちょっと載っていないんですが、これはなぜでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 不足している部分について購入するというところで、七会小学校につきましては既にあるものを使うということでございます。

○議長（阿久津則男君） 5番桜井和子君。

○5番（桜井和子君） ということは、小学校は今までも石油ストーブを使っていたということですか。

○議長（阿久津則男君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） お答えいたします。

使っていた部分もありますし、基本的になんですけれども、学校でも教職員の部屋を重点的に使うということで、通常の学校の教室をメインとしておるわけではなくて、教職員等のところはストーブ等で対応して、教室は通常併用してやっていくということで考えております。

○5番（桜井和子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 歳出の5款農林水産業費で3目農業振興費の中で18節負担金及び補助。補助金の中で儲かる産地支援事業補助、これ内容教えてください。

○議長（阿久津則男君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） ご質問にお答えしたいと思います。

報告でも回答すると思うんですが、県単の事業として、補助率3分の1以内で対象事業費が160万以上の事業費であります。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 事業内容。

○農業政策課長（興野隆喜君） 機械としては麦の収穫機のICTのコンバインとなっております。

○議長（阿久津則男君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） それは、どこへ設置するんですか。

○議長（阿久津則男君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 個人から申請がありまして、その申請が県に通れば、その事業費の補助が下りるということでございます。

○議長（阿久津則男君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 農業政策課長ね、今までトラクターとかコンバインとか多額の補助金出してきましたよね。今回もそれだと思うんですけども、要するに5年間はその農機具を使っている農家からちゃんとした計画、1年間の計画書をこれ出すように私、監査のときに変更するように言ったんですけども、それちゃんとやっていますか。

○議長（阿久津則男君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 必ず調査はありまして、結果を求められていますので、やっております。

○11番（関 誠一郎君） はい、結構です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ただいまの関議員が聞かれた儲かる産地支援事業については、多分どういうものを作って、どういう形でやればもうかる農業になるんだという、その中身が議員さん聞きたかったかなというふうに思うんですよ。それで、例えば今、課長のほうから麦と。麦を作って、それを刈り取るのか加工するのか分からないけれども、その内容的な今は麦はほとんどの農家作ってないよね。そういった方向の中で何で今、麦なんだと。今回、ロシア・ウクライナのあれがあって、なかなかウクライナからの麦なんかが入ってこないというところで目をつけたのかどうか分からないけれども、このもうかる農業の仕組みというか中身、それで補助事業が3分の1、3分の1、3分の1なんていうことよりも、金額的なことよりも、その中身を教えてほしいと。私もそれを期待していたんですけども、ちょっとそれが分かればそれを教えていただきたいと思います。

○議長（阿久津則男君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） ご質問にお答えしたいと思います。

品目については全ての農作物となっております。事業主体は市町村でもいいし、農業団体、農業法人あるいは認定農業者等となっております。事業の内容につきましては、先ほども言いましたとおり、ICTを使用すると。スマート農業の実践、新規作物の導入、省力化に必要な機械、農業施設等に対する助成となっております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ちょっとよく分からないんですけども、ICTって何ですか。

○議長（阿久津則男君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） コンピューターで例えば自動で操縦するとか、省力化につながる機械ということでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ちょっと理解が、多分皆さん知っているかもしれないけれども、私はちょっとその中身が何をどういうふうなことで作ればもうかる農業なんだというのがよく理解できないんだけど、これ一言で、こういうわけでもうかるんですよって何かないの。分からないでしょう、これ。ちょっと分かったら、分かるように説明お願いします。

○議長（阿久津則男君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） そうしますと、一応県の要綱がありますので、それを読み上げさせていただきます。

本県農業を維持発展させていくためには、農業所得の一層の向上による「儲かる農業」の実現に向けた仕組みづくりが必要である。このため、県では本事業による生産性の向上や付加価値の向上、ICTや高性能機械など低コストで高品質な農作物が生産できる仕組みの導入を進めています。

また、省エネルギー、省施肥技術の導入等、物価高騰に対するモデル的な経営の実現を支援すること、さらに有機農産物生産拡大につながる農業機械や資材の導入等でモデル的な経営の実現を支援するとなっております。

○議長（阿久津則男君） これ以上の説明はできそうもないですね。

○6番（加藤木 直君） もう1回いいですか、じゃ。

○議長（阿久津則男君） はい。

○6番（加藤木 直君） この事業内容等ということで説明の中で、こういった農機具の購入を計画している実施主体へ補助を行うということが入っているので、実施主体はもう分かっている、こういった内容の事業をやるので、3分の1の補助をいただきたいということで、それが対象事業費はこれ1,330万だけれども、対象事業費は1,330万で補助率3分の1なのにもかかわらず、281万円というのは、これ少な過ぎると思うんだよね。通常3分の1だったら400万ちょっとになると思うんだよね。これがどういうことなのかなと思って。

それと、あつこの実施主体はどこなのかどうか教えてくださいよ。

○議長（阿久津則男君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） ご質問にお答えしたいと思います。

まさに加藤木議員さんの言うとおりでございます。上限が金額で言いますと3分の1なんです、県の総額の金額がございまして、均等に割り振るように補助が下りております。実際下りてきたのが約22%ぐらいの補助が城里町に下りてきております。

業者につきましては、個人情報の兼ね合いもありまして、名前は控えさせていただきたいと思います。

○議長（阿久津則男君） ますます分からないけれども、ほかにご覧いませんか。

10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） 今、加藤木さん恐らく3回でやめたんで、継続して次から同じような質問しますけれども、これ実施団体というのは幾つかあったの。それで、その中から選定しているの。

○議長（阿久津則男君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 城里町では1件でございます。茨城県におきましては何件もあったと聞いております。

○10番（三村孝信君） 県の話はいいんだけど、町の中で、こういうこと、事業をすると「儲かる農業」になりますよなんていうことで公募をかけているの。

○議長（阿久津則男君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 県の要綱ができて、その要綱をご覧になって、農業者団体等がこの事業に乗りたいんだというところで相談があって県に申請したところがございます。

○10番（三村孝信君） だから、これ2回目に入れたいね。

○議長（阿久津則男君） マイク近づけてください。

○10番（三村孝信君） いや、今の説明だと、もう特定の人が相談に来て、じゃそれでやりましょうと言って決めたというような感じに聞こえるんだけど、こういった補助事業については、公平性というのが大事だと思うんだよね。誰だって「儲かる農業」やりたいわけだから、そういった点で周知期間とかそういったのを置いたのかなという話を聞きたいわけだ。だから、相談に来たというのは分かるけれども、ほかの人は来なかったのかということだよ。

○議長（阿久津則男君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） このほかに何件か、「儲かる産地」に来た方は1件でありました。違う事業では何人かのご相談は受けております。

○10番（三村孝信君） 分からないんだ、説明が。そんな説明で分かるわけないでしょうよ。「儲かる産地」事業に来たのは何人かと聞いているわけだ。

○農業政策課長（興野隆喜君） はい、「儲かる産地」は1件ございました。

○議長（阿久津則男君） あと何か公募をかけたのかって聞いているけれども、町のほうで。

町長。

○町長（上遠野 修君） こちらの事業は、町の負担が一切ない県の事業でして、こういった県とか国の事業で町の負担が入らない、いろいろな補助金あります。そういった補助

金については、ほとんどが担い手しか使えない補助金になっています。城里町で、いわゆる担い手、認定農業者として認定されている方は50人くらいだと思います。その50人ぐらゐのいわゆる認定農業者、担い手の方々に対しては、毎年こういう補助金がありますよというようなかなり分厚い資料になりますけれども、そういったのが3月ぐらゐの説明会で説明されたりして熱心に資料をよく読み込んで、熱心な方はその中から自分が使える補助金を探し出して相談に来るということになってはいますが、例えば去年ですね。この儲かる農業の補助金、昨年は桂地区阿波山の担い手の農業法人の方が補助を受けて大型コンバインを購入していますが、去年も1,300万ぐらゐの大型コンバインだと思いますが、今年については同じく桂地区の今度は阿野沢地区の大規模な担い手農家の方が田んぼもやっているし畑もやっていると思うんですけれども、そういった最新型のコンバインを導入して、担い手として、さらに経営規模を拡大したいということで相談があって、それで県に進達したところ県が認めたので、町のお金一円も入らないんで、町は本当トンネルで県から来たお金をそのまま農家に出すだけなので、県から直接農家に支給すればいいような気がするんですが、制度上、町の会計で受けて、そのまま全額を農家に流す形になっているので、今回、町の会計を通っているところです。

そういった制度の周知が足りないんじゃないかというようなご指摘については、本当にしっかりと受け止めて、もっと多くの方が、今回これを使っていますが、ほかにもいろいろな2年連続で田んぼとか畑用のコンバインの補助をやっていますけれども、本当は果樹とか野菜とか、いろいろなタイプの補助金、国や県のやつがありますので、そういった補助金を担い手の皆さん方が使いやすいように、より一層周知活動を改善していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） どうもありがとうございます。少しは分かるというかなんだけれども、ただ県がつけた名前なんでしょうけれども、「儲かる産地支援事業」って、これこの「儲かる」というのがどこを修飾するのかなと思うんだよ、分かる。産地。産地として儲かっているところをさらに支援するのか、儲かる産地を一生懸命つくろうというのか。

これ多くの議員がもう認識していることだと思うんだけど、今、農家が立ち行かなくなつて廃業に追い込まれるという。今後10年で、ますます減るだろうと言われているんだよね。それは、燃料費とか人件費とか、そういったものを高騰しているものを商品に転嫁できないというんでしょう。だから、それは全部しわ寄せが農家に行っているわけだ。そこで、こういう「儲かる産地支援事業」ということで事業を打ち上げて3分の1で281万、これぐらゐの金で儲かる農家がつくれるのかなという、それが正直なところですよ。

いろいろな県は農機具を買ったり軽トラ買ったりというふうに支援をしているけれども、それが果たして儲かる農家づくりに役に立っているのかなということは、これは県から直

接来ているからいいよと。うちらトンネル通しているだけでと言うんだけど、やっぱり城里の農業を育てていくという、これは町の大きな仕事があると思うんで、そういった点では、これパイプ役だというふうに言い切らないで、本当に役に立つ補助なのかなと。その予算づけなのかなと。ただ、単なる県からの事業があるんで、こういうの利用できますよ、やったほうが得ですよと、3分の1補助来ますからと言うんじゃ育成にならないと思うんですね。

だから、その辺のところは町長の見識で、しっかり見て行ってほしいなと思います。3回目なんでやめます。

○議長（阿久津則男君） 答弁は結構ですね。

ほかにございませんか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 主要事業事務なんですけれども、22番。これは漏水があったということなんですけれども、池の内団地の給水管、老朽管による漏水発生、これは何軒ですか、1,600万。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ただいまのご質問ですが、町営住宅の管理修繕事業についてです。池の内団地B棟について7月に3階で床下配管と壁の中の配管において、ちょっと漏水がございました。それについては、漏水軒数でいうとこの当時3階の1軒、その1か月後に同じB棟で1軒発生しております。

この3階、2階、1階についての緊急修繕分で約300万、それとこの中に含まれているのは、これをもちまして池の内団地の建設年度が同一であることから、A棟B棟含めた今回漏水している同じ箇所について、住んでいる状況でもちょっと修理ができるものがありまして、これが約280万で見えております。

それと、この中については空き家修繕ということで、現在、町営住宅については入居できる部分が徳蔵団地の2部屋だけになっているので、既に空き家になっている部分について緊急空き家修繕も行う部分について約1,000万、990万ですが、こちらを入れた中で1,637万7,000円の補正を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 詳細が分かりました。1,600万もかかるはずないなと思ったものですから、よく分かりました。

この1軒、3階から2階に1階とかつながって家電が損傷したと思われましてけれども、これは損傷した漏水については個人の責任ではなく、町で全部責任持ってもらったということだと思うんですけれども、家財の損害が633万で終わったんですか。どういう家財が、家財と言っても電気家財なんですか。ちょっとどういう家財が損傷して、どういう補

償をしたのか、ちょっと教えてください。

○議長（阿久津則男君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 今のご質問ですと補償で考えている部分と、それとは別に修繕で考える部分とがございます。議員ご指摘の住んでいらっしゃる方への家財等の補償については、現在被害者となる住民の方、3戸の方と今、対応のほうをしております。その中で、中に入っている家具、それと家電のほうについて保険等の対応について今やり取りを、大体もうちょっとで終わるんですが、全てについては、それをやっております。

先ほど申したとおり、建設年度が同一であるので、池の内については今回、緊急修繕でA棟B棟の同じ配管に当たる部分については緊急的に補正でお認めをいただきまして、対応したいということで今回の額の中に入っております。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この町の老朽での漏水での影響ということであれば、これはもう全面的に町で補償する必要があるなと思いますので、ぜひ住民の要望に沿った形で補償してあげていただければいいかなと思っています。

以上です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） まず、概要のほうの1番の城里町開発公社の経営診断業務ということで50万、これやっとな町長ね、この経営診断をやっていただけるということで、ほっとしていますよ。今回、私も一般質問の中で、また経営診断はやらないのかということでお伺いしようかなとは思っていたところなんですけれども、やっていただけるということでありがとうございます。

それと、結果が分かりましたら、私たちにもこの内容的なものを報告をしていただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、5番の七会町民センターの指定管理料の増額ということなんですけれども、近年、肥料でも燃料でも大変上がっております。高騰しております。そういった中で78万8,000円ということで事業費出ておられますけれども、種子、肥料、燃料等経済情勢によりということなんですけれども、これ一番中でも上がっているのはどれですか。これ積算基礎できれば教えていただけますか。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） ご質問にお答えさせていただきます。

○議長（阿久津則男君） マイク。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 一番値上がりしているものは、これからまく種でございます、通常今まで1,410円というキロ単価があったものがキロ2,385円というよう

なことで、かなり上がってございます。

また、肥料につきましても、1反当たり7,000円というようなものが9,000円というようなことで、一昨年から種代が上がっているというお話がありまして、昨年度は何とか、その範囲の中でお願いしておったわけなんですけど、今年はもうどうにもならんというようなお話がありまして、合計しまして143万1,000円、これを町のほうと、あとそこを使っております水戸ホーリーホックのほうで折半で支払うというようなことで、指定管理料78万8,000円というようなことで、2分の1です。そういうことで今回のお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） そうしますと、現在の指定管理料にこれだけプラスするという事なんだけれども、そうすると、もちろん年間で幾らというのは決まっていますが、こういうふうが高騰しているの、ちょっと増額しますよということなんだけれども、そうしますと来年の指定管理料も自然にこの実績に応じた中で上がっていくというふうに考えてもいいのかな。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） あくまでも年間の指定管理料は5年分として取ってございますので、やはり当初においては例年どおりのこの値上げ部分を含まない指定管理料で始まりまして、このようないろいろな理由で高騰等が生じた場合には、その都度、議会のほうにご説明して、補正で対応したいというふうに考えてございます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 分かりました。種子とかはいいのかなと思うんですけども、これ燃料って、通常業務の中でかかるものって、これ上がったからって、じゃ下がったら返すのかということだけれども、それはないと思うんだよね。指定管理料を払えばね。

じゃ指定管理料、当然燃料代とか、いろいろなものを合わせてこのぐらいだったら指定管理受けますよということで、公社のほうは受けているわけだから、細かい部分検査してね。だから、それよりも上がっている部分についての増額を要求したいということだと思うので、これ下がったら別に返すわけじゃないよね。だから、この辺ちゃんと指定管理料決めるときも、今後あと何年あるんだろう、2年ぐらいあるのかな。そういった中で物価の高騰って、昔と違って近年やっぱり頻繁に上がったり下がったりというのが多いので、その辺のところの決め事もちゃんとしていっていただきたいなというふうに思っています。

それと、6番目の町民センターの研修室の雨漏り修繕ということなんですけれども、これ町民センターって、よく雨漏りしていますよね。前にも何か所かあって、今回も研修室という。これやるなら、ちょこちょこやってないで、ばあっとやっちゃったほうが、防水やっちゃったほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、これ前にもやっていますよね、何回か。これ内容的なものはいいですけれども、もうやるなら思い切りや

っちゃったほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 答弁は。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） ご質問にお答えさせていただきます。

昨年度も平場の部分の防水が築25年以上経過しているものですから、そこでやり直したという経緯がございます。

今回お願いするところは、旧音楽室でございまして、屋根の上にとがった屋根がちょっとついている部分が遠くからでも見えると思うんですが、その部分から雨漏りが発生したというようなことございまして、屋根全体というわけではございませんで、その立ち上がりの部分ということで判明しましたので、その部分を急遽修繕させていただきたいということで要望したところでございます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ町民センターの指定管理料、あれで追加で払うようになっていきますけれども、ちょっと聞きたいんですけども、契約書でこういう燃料が上がれば払うなんていう契約になっていたっけ。その契約書には本社機能を水戸からアツマーレのクラブハウスに持ってくるという本社機能、ホーリーホックの契約は進まないのに、こういうのが契約にないのに、なぜこういうのを払わなくちゃならないのかな。本社機能の移転の問題はどうなんですか。もうそろそろ10年たって終わりになっちゃうと思うんですけども、いつになったら実行するんですか。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本社機能の移転につきましては、いずれにしましても今回お願いする維持管理につきましては、年度協定の中でこのように情勢が急激に変化する等々の理由、また災害等ですね、そういう理由の中では、こういうことで認めるというような内容になっていますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

14番。

○14番（小坪 孝君） それ納得いかないんだよね。年度契約の中で私ら契約書見たときには、そういうの書いてないんだよね。どこに書いてあるんだか、それちょっと提出してください、大至急。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） その資料のほう用意して、後ほどお示ししたいと

いうふうに思います。

以上です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

○14番（小唄 孝君） 本社機能の問題はどうなっているの。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○14番（小唄 孝君） 本社機能、契約してあって契約書にうたってあるんだけど、それが実行されてないんだけど、それいつになったら実行するんですか。

○議長（阿久津則男君） 小唄議員、それはちょっと一般質問でやってください。

○14番（小唄 孝君） はい。

○議長（阿久津則男君） 加藤木議員は同じところですか。

○6番（加藤木 直君） 違います。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 福祉子ども課、通し番号14番なんですけれども、ななかいこども園事業の中で、会計年度任用職員の追加雇用を行うということで320万5,000円。これ、まず人数を教えてくださいというのと、今回補正を出してきているので、ここから今年度中、ですから半年間の部分の報酬、職員の手当、旅費なのかどうかというのを教えてくださいと思います。

○議長（阿久津則男君） 福祉子ども課長飯村君。

○福祉子ども課長（飯村正則君） それでは、質問にお答えしたいと思います。

まず、こちらで雇用される会計年度職員さんなんですけれども、1名です。実際には4月1日現在で既に障害を持たれているお子様ですね、実際は通所しております、4月1日から補助ということで入っております。ですので、ちょっとさかのぼってなんですけれども、4月1日から来年3月31日までの1年間を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 先ほどのまちづくり戦略課のちょっと開けてもらっていいかな。前かな。通し番号1番、開発公社経営診断業務、これどういうところに委託する予定ですか。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議員のご質問にお答えをさせていただきます。

実際には一般社団法人の茨城県中小企業診断士協会というところをお願いしようかなというふうには考えてございます。といいますのは、まず県央の水戸市を中心とします県央

の中核都市の関係で、茨城県よろず支援拠点というふうなところで、その事業の中で各町村回って、そういう方が1度見ていただいたというような経緯もございまして、その方に相談をしまして、そういうことで一般財団法人の茨城県中小企業診断士協会のほうから見積りをいただいたところでございます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 11番 関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） これいつ頃診断してもらう予定ですか。

○議長（阿久津則男君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議会でお認めいただければ、すぐにでもやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（阿久津則男君） 11番 関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） なぜこんなことを聞くかというのと、やはり開発公社に関しては、非常に疑念があるという判断を私は持っていますので、早急に経営診断を受けて、やっぱり方向性、やっぱり経営の立て直しという部分を早急にやっていかないと、また一般財源を持ち出すような形になってしまいますので、早急に対応して、早急に結果が出るように、それを望みます。

以上でいいです。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第45号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長富江一也君。

○健康保険課長（富江一也君） 今、資料用意しますので、少々お待ちください。

お待たせしました。議案第45号 令和5年度城町国民健康保険特別会計補正予算事業勘定（第1号）につきましてご説明申し上げます。

1ページをご覧願います。

第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ895万2,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ21億7,405万7,000円とするものです。

続きまして、2ページをご覧願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましてご説明いたします。

3款1項国庫補助金であります。既定額に6万円を追加するものです。出産育児一時金に対します国からの臨時補助金でございます。

6款1項他会計繰入金であります。既定額に94万円を追加するものです。主に人事異動によります職員給与等繰入金でございます。

7 款繰越金、1 項繰越金でございますが、既定額に795万2,000円を追加するものです。前年度の繰越金です。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費でございますが、既定額に100万円を追加するものです。人事異動による人件費の増でございます。

2 款保険給付費、4 項出産育児諸費でございますが、財源内訳の補正をするものです。

6 款基金積立金、1 項基金積立金ですが、既定額に795万2,000円を追加するものでございます。前年度の繰越金を今後の緊急的な支払いに備えまして積み立てるものでございます。

以上、令和5年度城里町国民健康保険特別会計補正予算事業勘定（第1号）につきましてご説明させていただきました。詳細につきましては、3ページから9ページの歳入歳出予算事項別明細書、補正予算給与費明細書をご覧くださいと思います。

主な事業につきましては、最終ページでございます議案第45号説明資料予算の概要をご覧ください。

続きまして、11ページをご覧ください。

令和5年度城里町国民健康保険特別会計補正予算施設勘定（第1号）につきましてご説明申し上げます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98万3,000円を追加しまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億2,837万9,000円とするものです。

12ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入につきましてご説明いたします。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金でございますが、既定額に98万3,000円を追加するものです。主に昇給等による人件費の増でございます。

続きまして、歳出です。

1 款総務費、1 項施設管理費でございますが、既定額に60万円を追加するものです。昇給等により人件費を追加するものです。

2 款1 項医業費でございますが、既定額に38万3,000円を追加するものです。沢山歯科診療室で歯を治療する器具の購入費でございます。

以上、令和5年度城里町国民健康保険特別会計補正予算施設勘定（第1号）につきましてご説明させていただきました。詳細につきましては、13ページから18ページまでの歳入歳出予算事項別明細書、補正予算給与費明細書をご覧ください。ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第45号に対するご質問をお受けいたします。

8 番藤咲英美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 51号、これは歳入について医療費分、後期高齢者支援分など現年度分から後期高齢者支援金分、滞納繰越金、過誤納金還付など表示されていますけれども、この過誤納金というのはどういうことで発生したのでしょうか。お聞きします。

○議長（阿久津則男君） 健康保険課長富江一也君。

○健康保険課長（富江一也君） どちら、補正予算のご質問。

○議長（阿久津則男君） 何ページですか。

○8番（藤咲芙美子君） 51号、議案第51号です。

○議長（阿久津則男君） いや、議案第45号ですよ。

○8番（藤咲芙美子君） 失礼しました。45。

○議長（阿久津則男君） 45。

○8番（藤咲芙美子君） 失礼しました。これは後で聞きます。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第46号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長富江一也君。

○健康保険課長（富江一也君） それでは、続きまして、議案第46号 令和5年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

1ページをご覧願います。

第1条です。予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億6,985万6,000円とするものです。

2ページをご覧願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましてご説明いたします。

5款2項償還金及び還付加算金でございますが、既定額に15万円を追加するものでございます。令和4年度後期高齢者医療保険料の精算分によるものです。

続きまして、歳出でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金でございますが、既定額に15万円を追加するものです。令和4年度後期高齢者医療保険料等負担金精算分のものを被保険者へ還付するものでございます。精算分の被保険者への還付金でございます。失礼しました。

以上、令和5年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、3ページから4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧いただきたいと思っております。ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第46号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第47号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 議案第47号 令和5年度城里町介護保険特別会計補正予算保険事業勘定（第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億623万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ26億5,093万8,000円とするものです。

2 ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

初めに歳入です。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、既定額から57万5,000円を減額するものです。人件費の減に伴う地域支援事業交付金の減によるものです。

4 款1 項支払基金交付金、既定額に71万2,000円を追加するものです。こちら一般介護予防事業の拡大に伴う地域支援事業交付金の増によるものです。

5 款県支出金、2 項県補助金、既定額から28万7,000円を減額するものです。人件費の減に伴う地域支援事業費交付金の減によるものです。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、既定額から268万7,000円を減額するものです。職員給与費及び地域支援事業費の減によるものです。

同じく3 項介護サービス事業勘定繰入金、既定額に89万円を追加するものです。介護サービス事業勘定繰越金の確定による繰入金の増によるものです。

8 款1 項繰越金、既定額に1 億817万9,000円を追加するものです。前年度の繰越金の確定によるものでございます。

3 ページをお願いします。

続いて、歳出になります。

1 款総務費、1 項総務管理費、既定額から240万円を減額するものです。人事異動に伴う人件費の減によるものです。

3 款地域支援事業費、2 項一般介護予防事業費、既定額に264万円を追加するものです。一般介護予防事業の増によるものです。

3 項包括的支援事業任意事業費、既定額から231万8,000円を減額するものです。人件費の減によるものです。

5 款1 項基金積立金、既定額に1 億361万4,000円を追加するものです。令和4年度繰越金の確定により、今後の緊急的な支払いに備えて積立てをするものです。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、既定額に469万6,000円を追加するものです。

令和4年度社会保険診療報酬支払基金交付金の確定に伴う返還金でございます。

以上、令和5年度城里町介護保険特別会計補正予算保険事業勘定（第1号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、4ページから13ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと思います。

続きまして、15ページをお願いいたします。

令和5年度城里町介護保険特別会計補正予算介護サービス事業勘定（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ89万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ599万5,000円とするものです。

16ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

初めに、歳入になります。

2款1項繰越金、既定額に89万円を追加するものです。前年度繰越金の確定によるものでございます。

続いて、歳出でございます。

2款諸支出金、1項繰出金、既定額に89万円を追加するものです。前年度繰越金の確定により、介護保険事業勘定へ繰り出すものでございます。

以上、令和4年度城里町介護保険特別会計補正予算介護サービス事業勘定（第1号）につきましてご説明させていただきました。詳細につきましては、17ページから18ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書をご覧くださいと思います。

また、主な事業は予算の概要にございますので、ご覧ください。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第47号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 介護保険事業ということなんですけれども、訪問看護ステーションが当町にできているんですけれども、この町に訪問看護ステーションの支援というのは必要なんではないかなと思うんですね。他市町村では、既にステーション設けて事業を行っていますので、本来なら町が実施するべきと考えますけれども、いかがでしょうか。お聞きいたします。

○議長（阿久津則男君） 内容が違いますね。補正予算に対しての質問。

○8番（藤咲芙美子君） 補正予算でも積立金が1億361万4,000円あるわけですよ。こういうものを利用して訪問看護ステーションにも応援していただければいいなと思って質問しました。駄目ですか。

○議長（阿久津則男君） 補正予算とちょっと違うんで。よろしいですか。

○8番（藤咲芙美子君） じゃ後で。

○議長（阿久津則男君） お願いします。あるいは一般質問でお願いします。  
ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。  
午後は議案第48号の説明から入ります。

午後 0時00分休憩

---

午後 1時03分再開

○議長（阿久津則男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

13番鯉渕秀雄君が遅刻の連絡がございました。

議案の説明の前に、健康保険課より訂正がございますので、よろしく願いをいたします。

健康保険課長富江一也君。

○健康保険課長（富江一也君） 先ほど議案の中で議案第45号 城里町国民健康保険特別会計事業勘定の補正予算におきまして、文言の誤りがありましたので、この場をお借りしまして、訂正させていただきます。

第1条をご覧いただきたいと思います。

こちら訂正前なのですが、「歳入歳出の予算総額から歳入歳出それぞれ98万3,000円を減額し」のところを修正後に、少しお待ちください。第1条「歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万3,000円を追加」するということで修正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。今後、議案の作成時には細心の注意を払い、議案書の作成に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 今後は訂正等のないように、よろしく願いをいたします。

次に、議案第48号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長江幡守仁君。

○水道課長（江幡守仁君） では、画面をご覧ください。

議案第48号 令和5年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

画面に表示してございます議案書の1ページをご覧願います。

第1条は総則になります。第2条からご説明いたします。

第2条、令和5年度城里町水道事業会計補正予算第3条に定めました収益的支出の額の予定額を補正するものです。

補正の内容につきましては、支出について既決予定額の総額はそのままに科目内の予定

額を補正するものになります。

4 ページを表示してございます。

第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用、1 目原水及び浄水費の減であります。動力費を減額するものです。

4 目総係費の増であります。人事異動に伴い、人件費120万を、また備用品費に7万4,000円、燃料費に8万2,000円を追加してございます。備用品費及び燃料費につきましては、施設用の暖房機器及び灯油代、参考図書購入費などになってございます。

第 2 項営業外費用、2 目消費税及び地方消費税の増であります。昨年度の消費税納付額の確定に伴いまして、中間納付が生じるものですから、その中間納付分として消費税及び地方消費税510万円を追加するものになります。

以上、議案第48号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、3 ページから6 ページの補正予算実施計画、実施計画明細書、給与費明細書及び説明資料予算の概要をご覧くださいと存じます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿久津則男君） これより議案第48号に対するご質問をお受けいたします。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、議案第49号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長園部君。

○下水道課長（園部 繁君） 議案第49号 令和5年度城里町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書1 ページをご覧ください。

第1条は総則ですので、第2条の収益的収入及び支出からご説明いたします。

第2条、令和5年度城里町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入と支出の既決予定額にそれぞれ202万7,000円を減額し、予定額を10億3,747万3,000円とするものです。

収入につきましては、1 款下水道事業収益、2 項営業収益、2 目他会計補助金202万7,000円を減額するものです。

支出につきましては、1 款下水道事業費、1 項営業費用、2 目処理場費の動力費306万1,000円を減額し、修繕費103万4,000円を追加するものです。

続きまして、2 ページをご覧ください。

第3条、予算第4条に定めました資本的収入と支出に対し不足する額2億9,435万6,000円を3億114万3,000円に改めまして、資本的支出の予定額を補正するものです。

収入の既決予定額に変更はなく、支出につきましては、1 款資本的支出の既決予定額に678万7,000円を追加し、予定額を8億5,798万2,000円とするものです。

1 項建設改良費の追加をするもので、2 目環境整備事業費、工事請負費を追加するもの

です。

詳細につきましては、4ページ、5ページの補正予算実施計画、実施計画明細書及び議案第49号説明資料をご覧くださいと存じます。

以上、令和5年度城里町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） これより、議案第48号に対するご質問をお受けいたします。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） 次に、令和4年度決算に入ります。

議案第50号から議案第55号までの令和4年度城里町各会計の決算認定についてであります。決算特別委員会を設置し、常任委員会所管分について審議する分科会方式により行う予定でございます。詳細な説明は委員会で行いますので、ご了承を願いたいと思います。

次に、議案第56号から議案第59号までを一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。

福祉こども課長飯村正則君。

○福祉こども課長（飯村正則君） 議案第56号から議案第59号 人権擁護委員の推薦についてであります。任期満了に伴い、城里町大字上坪933番地の2、仲田不二雄さん、城里町大字阿波山1020番地の1、五十嵐雅晴さん、城里町大字徳蔵562番地の12、和氣力さん、城里町大字徳蔵1011番地の2、山口利春さんの4名を委員候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

こちらの方々には長きにわたり地方自治や地域活動に貢献され、人権擁護活動に意欲があることを確認しておりますので、候補者として推薦するものでございます。

和氣さんにつきましては再任であり、仲田さん、五十嵐さん、山口さんにつきましては新たに選任するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） これより議案第56号から議案第59号までに対するご質問をお受けいたします。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 人事案件ですけれども、ちょっと聞きたいと思うんですけれども、この人らの名前を聞くと、何かかなり前にも役職を受けて多忙で忙しいと思うんですけれども、いろいろな役をやっているやつちょっと教えていただけますか、この方は何やっていると。

○議長（阿久津則男君） 福祉こども課長飯村正則君。

○福祉こども課長（飯村正則君） ご質問の件なんですけれども、確かにいろいろな役職やっているのは承知しているんですが、1名ずつ全員何をやっているかって、ちょっと今、

手元に資料がございませんので、ちょっと申し訳ございません。即答はできません。申し訳ないです。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） そういうことでは残念だね。やはり一人一役で、町民が町に関心を持ってもらうためには、やっぱり集中型、一極集中型じゃなくて分散型でやってもらうような形で人選してほしいと私は思うんです。

○議長（阿久津則男君） 答弁はよろしいですか。

○14番（小坪 孝君） はい。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） ここで、先ほど資料の提供を求められておりましたまちづくり戦略課関係の契約書及び教育委員会関係の事故の写真についてですが、タブレットにアップいたしましたので、後ほどご確認をお願いをいたします。

そのほか、請願1件、陳情1件が本会議に上程される予定でございます。

次に、定例会に上程されます報告について、執行部より説明を求めます。

質問は時間の関係上、最後にまとめて行いますので簡潔をお願いをいたします。長くなる場合は直接担当課へお願いを申し上げます。

報告第36号は省略し、報告第37号の説明を求めます。

農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 報告第37号 城里町儲かる産地支援事業補助金交付要綱の全部改正する告示につきましてご説明いたします。

制定改廃等の理由及び内容であります。茨城単独事業である儲かる産地支援事業は単年度事業であるため、毎年度、県要領及び要綱の変更が生じてしまうため、城里町儲かる産地支援事業補助金交付要綱にも県の要領及び県要綱の変更を反映する必要があることから、令和5年度県要領及び県要綱において変更が生じた様式について重複して定めているものについても、このたびの改正に合わせて内容を見直すものであります。

対象事業の品目については、全ての農作物であります。事業主体は市町村または農協、営農団体、農業法人、認定農業者になります。

事業の内容は、ICTを活用したスマート農業の実践、新規作物の導入、省力化に必要な機械、農業施設等に対する助成であります。補助率が3分の1以内で、事業費が160万円以上となります。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第38号の説明を求めます。

福祉こども課長飯村正則君。

○福祉こども課長（飯村正則君） 報告第38号 令和5年度城里町電力・ガス・食料品等

価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱の制定でございますが、こちらにつきましては今年6月1日を基準日として、低所得者に現在支給しております給付金の支給に対して必要な事項を定めた要綱でございます。

今現在、給付事業を行っております、8月末現在、対象者1,968人に対しまして、1,715人に支給が完了しているところでございます。給付率は現在87%となっております。報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

いて、議案第38号の説明を求めます。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第39号、報告第40号の説明を一括で求めます。  
財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 報告第39号 令和4年度城里町一般会計継続費精算報告書についてであります。地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、継続年度が終了した年度の決算を議会の認定に付するため、報告するものです。

内容といたしましては、継続年を令和2年度から4年度として、総予算額1億7,400万円に対し、1億158万5,000円を実施いたしました。詳細につきましては、令和4年度城里町一般会計継続費精算報告書をご覧ください。

以上、報告第39号についてご説明させていただきました。

続きまして、報告第40号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を付して報告するものです。

主な内容は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率について算出したものです。

水道事業会計、下水道事業会計においては、資金不足が生じていないため、算出されておりません。

以上、報告第40号について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） ただいま13番鯉渕秀雄君が出席しております。

続いて、報告第41号、報告第42号、報告第43号の説明を一括で求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） それでは、まちづくり戦略課所管分の報告第41号から第43号までの3件について一括ご説明させていただきます。

まず、報告第41号 一般財団法人城里町開発公社決算報告書についてご説明いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人城里町開発公社の令和4年度の事業及び決算報告について、報告第41号のとおり報告するものです。

続きまして、報告第42号 株式会社桂ふるさと振興センター決算報告についてご説明いたします。

同じく地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社桂ふるさと振興センターの令和4年度の決算の報告について、報告第42号のとおり報告をするものでございます。資料につきましては、後ほど詳細のほうご覧いただきたいと存じます。

続きまして、報告第43号 株式会社物産センター山桜決算報告についてご説明いたします。

同じく地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社物産センター山桜の令和4年度の決算の報告について、報告第43号のとおり報告をするものでございます。詳細については、後ほどご覧をいただきたいと存じます。

説明は以上となりますが、ここで先月実施されました例月出納検査において監査委員からご指摘がありました一般財団法人城里町開発公社に係りますホロルの湯の入湯税について、公社へ調査依頼しましたところ、入湯税の未申告がございました。資料を提示の上ご説明をさせていただきたいと存じますが、議長許可いただけますでしょうか。

○議長（阿久津則男君） 許可いたします。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） ありがとうございます。

資料の提示をお願いいたします。

お示ししました城里町健康増進施設ホロルの湯入湯税未納額内訳をご覧いただきたいと存じます。

先月の例月出納検査におきまして、町監査委員から、ホロルの湯の入湯者に対して町への入湯税の決算額が少ないのではないかとのご指摘を受けまして調査しましたところ、ホロルの湯受付において売上げ等を管理しておりますシステムにおいて、本来、入湯税をカウントすべき項目で入湯税のカウントがなされてなかったという処理上の問題が生じていまして、会計年度別の入湯税決算額において、さかのぼること5年間で631万4,250円の申告漏れがございました。

原因となった一例を申し上げますと、ホロル発行の回数券11回券では入湯税込みの金額で発行しておりますので、回数券利用ごとに入湯税150円のカウントを行うところ、現金の収受がないことから150円のカウントをしない処理となっております。

また、同様に旅行サイトのじゃらんや割引チケットサイトのアソビューというところからのデジタルチケット等での入館者については事後精算となりまして、回数券同様に当日の現金収受がなかったことから、入湯税150円をカウントしていない処理となっております。

問題発覚後、すぐにシステムのほうは改修しておりますが、本年度、令和5年度の4月から7月分までの入湯税は既に申告納付してございますので、その分も今後、速やかに精査しまして、入湯税の修正申告を行い、それに伴う延滞金等を含めた納付額の決定がございましたら、改めて議会のほうにご報告をさせていただきますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

説明は以上となります。お時間をいただきまして、ありがとうございました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第44号、報告第45号の説明を一括で求めます。

総務課長増井栄一君。

○総務課長（増井栄一君） 総務課所管の報告第44号 行財政改革の取組状況について、続きまして第45号の節電対策についてを一括で説明いたします。

まず、報告第44号の行財政改革の取組状況についてであります。

平日窓口業務延長の変更に関しましては、マイナンバーカードの普及により、コンビニエンスストアで諸証明書取得が可能になったことから、土曜日の午前中に開庁していた窓口業務を、働く世代等も利用しやすい平日の水曜日午後7時までの開庁時間に変更するものでございます。

取り扱う業務に関しましては、資料にございますように土曜開庁時の町民課、税務課業務に加えまして、健康保険課、長寿応援課、福祉こども課の3課の業務に加えまして、上下水道お客様センターを同じ時間帯に移行するものでございます。

次に、おくやみ窓口の設置でございます。ご遺族の方が各窓口を回らずとも、1か所で手続きが済ませられるよう本庁舎1階に専用窓口を設け、事前予約制により、ご都合に合わせた手続きができるように配慮します。これまでのように予約せずとも窓口を回る方についても併用いたします。

平日窓口の延長の変更とおくやみ窓口の開設ともに、広報紙等、窓口等を利用しまして周知を図ってまいります。1年程度の試行期間を設けまして、町民の声を反映させまして、より使いやすい内容となるよう本施行までに見直しも図ってまいります。

以上、第44号の説明でございます。

続きまして、第45号 節電対策についてでございます。

先ほどの補正予算にもありましたが、今回節電による経費縮減で各施設、内訳の表によりますと13項目になりますが、合計で2,360万6,000円の減額をいたします。こちらについては4月から6月までの節電実績に基づいた減額分になります。

石油ストーブの併用による電気使用料の削減でございますけれども、こちらにつきましてはコミュニティセンターで平成30年度に空調設備改修工事の際に実施した11月から翌年3月までの5か月分の室内の防寒対策の電気設備及び暖房器具の併用の実績でございます。表の太い線になりますけれども、30年度の電気使用料と灯油使用料、完全に改修が終わりました2年度11万1,726キロワットアワー、比較しますと併用したときのほうが4万509キロワットアワー削減、36.3%の減というような実証があることから、今回、節電対策として電気器具と併せた暖房器具の併用を図ってまいります。

これにつきましては、コミュニティセンターで1か年95万5,000円ほどの減額があることから、各施設で減額を目標といたしますが、第1の趣旨としましては、大地震などによ

る冬季の災害発生時、停電により電気器具類等が使えない事態を見据えまして、被災時の施設利用、避難所の暖房手段として電気を使わない機材を準備、装備しまして、普段使いの中から使用に慣れておくという目的もございます。

使用する施設を利用する町民に際しましては、利用環境の過度の負担を強いることのないよう配慮してまいりますので、各施設管理者とも注意を払ってまいります。ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第46号の説明を求めます。

教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 報告第46号 小中学校・高校入学等支援金についてご説明させていただきます。

新生活を迎える子育て世帯の経済的負担を軽減するため、城里町に住所を置く方を対象に、支援金として児童生徒1名につき3万円を給付する事業であります。

対象者につきましては、令和6年度に小・中学校に入学する児童生徒の保護者並びに令和5年度に卒業する中学生徒の保護者が対象となります。

交付要綱につきましては、報告させていただいております要件を基に、ただいま例規を制定中でございます。

以上、報告第46号につきましてご説明させていただきました。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（阿久津則男君） 続いて、報告第47号の説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 報告第47号 遊休資産活用におけるサウンディング調査後の現状についてであります。経緯から説明いたします。

令和4年11月1日に開催されました国土交通省及び内閣府主催の地方ブロックプラットフォーム関東北陸ブロックサウンディングに町の遊休資産活用で参加して調査を実施いたしました。

結果として、空き校舎について複合施設としての活用を検討してはどうかという意見がありました。

令和5年3月20日に国土交通省が実施するインフラ運営等に係る民間提案型官民連携モデリング事業に町の遊休不動産を活用した再生可能エネルギーを導入しなから地域活性化や防災に資する拠点形成に提案したところ、民間事業者で再生エネルギーを導入した拠点形成を提案していた株式会社日水コン・日本地下水開発株式会社共同提案体とのマッチングが令和5年6月23日に選定されました。今後は共同提案体に国土交通省から調査委託されましたので、町も国土交通省とともに事業化に向けた検討を支援して、どんな事業が展開でき、施設利用の可能性を探ってまいります。

また、事業に進捗がありましたら、議会への速やかな報告をしてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（阿久津則男君） 報告第48号の説明については省略いたします。

これより、報告に対するご質問をお受けいたします。質問は、初めに報告番号を言ってから簡潔にお願いいたします。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 開発公社の入湯税の問題、あってはならない。町長、あなたが町長就任したときに七会の山桜、1,700万の定期預金があったと言って、そのときには原発問題で経営が非常に苦しくて、それを取り崩して営業したという実績の中で裁判までやって、そういう結果で勝てもしないで裁判までやって、職員を1人首にしている。それで理事さんから罰金30万円ずつ返してもらっている。そういう経緯があるのよ。それを形で残しているあなたが公然とこの町長をやっているということは、私は絶対許せない。

私が監査委員やったときには介護保険料の事業費、やってもいないのに金を繰り出して休みの日に営業していたような開発公社からの報告で、金を支払っている。それは担当課でも認めて町長に注意したんだけど、それを言うこと聞かないで金を払っていた。

また、こういう町長が、あなたがそういう厳粛でやった経緯があれば、あなたは公然とこの理事長から辞退して誰かと代わってください。それを責任を痛感して、そういう形で町民に見えるように示していただきたい。

あなたがやったことは、山桜の職員も1人首になっている。頼まれ理事さんからも金をもらっている。返してもらっている。そのときには無報酬の理事さんが金30万ずつ返させられているんですよ。これこのままだまして、数字だけだからこれから返せばいいなんていう問題ではない。絶対すぐにもう辞職してください。そういう形を示さないと山桜の経緯も形に残らない。辞めてください。

以上。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今回、経理のミスによって入湯税の支払いが漏れていたということで、本当に深く反省するところでございます。速やかに申告漏れしていた入湯税をとにかく9月中にはしっかりとお支払いした上で、再発防止その他経営の改善に当たっていききたいと思います。

私が辞職すべきかどうかということについては、評議員理事会等から選ばれた経緯もありますので、よく相談の上決めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 非常に謝罪もない何もない、そういう答弁で町民に説得が得ら

れるんですか。何やるといったって、町長あなた主体が、私のところへはがき出しても何でも、町長自ら書いて出しているでしょう、開発公社の問題で。この入湯税が分からないなんて話はないよ、間違えたなんていうのは。ぜひ辞めるって、ここで謝罪して町民にちゃんと謝罪して。こういう計算違いがあったなんていうのはあり得ないよ、絶対的に。ちゃんと謝罪して辞職してください。交代してください。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） このような本当に計算ミスがあったということで、しっかりとそれをチェックし切れなかったということで、大変反省しております。本当に申し訳ございませんでした。

辞職に関しましては、理事、評議員とよく話し合っていて考えていきたいと思っております。

○議長（阿久津則男君） よろしいですか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 計算ミスだなんて、あなた、そういうので逃げて山桜では職員が1人辞職しているんですよ。頼まれ理事さんから、報酬ももらってない人から30万の金を返金させているんですよ、3人の方から。それがこれが計算ミスで職員になすりつけるなんていう、そういう話はない。責任取って理事長辞めたらいいんじゃないの、開発公社の。副町長にでもやってもらったらいいんじゃないの。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 大変本当に繰り返しになりますが、このような申告漏れがあったということで、大変反省しております。

副町長につきましては今現在、評議員に着任しておりますので、理事長は理事の中から互選ということになっておりまして、本当に責任を痛感しております。本当に申し訳ございませんでした。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 座ったままでよろしいですか。

○議長（阿久津則男君） よろしいですよ。

○6番（加藤木 直君） ただいまの開発公社の入湯税の問題ですけれども、町長笑っていますけれども、これ脱税でしょう。今回、今、小林課長からも内容的なものお話ありましたけれども、今回監査で関議員さんですか、監査で指摘したということで、監査委員さんは常日頃この業務には携わっていないと思うんですよ。にもかかわらず、そこを指摘して、それで実際にやっている職員さんとか携わっている町長たちが分からなかったって、これじゃ済まないでしょう、実際。いつもそれに携わっていない関議員がちょっと見て、これおかしいよねと言ったやつを、今度はさかのぼって返しますで、それで済みますか。

町長笑っているところじゃないよ。これ脱税だろう。一般質問でもやるけれども、町長

自らがその責任者をしていて、町からまたお金を出しているところに何の意見も言えないと。地方自治法にもありますよ。ちゃんとお金出しているようなところがちゃんと改善したり、そういったことが言えるという権利があるということで、町長知っていると思うけれども、それを自分がやっていたら言えないじゃないか、こういうふうに直してくれて。小坪議員言うように、やはり進退についてはちゃんと考えてほしい。

しかも、これ税理士がやっていますよね、税理士が。税理士にも、もちろんこの税の問題は、入湯税の問題は税理士までかかりますからね。ちゃんと税理士はそれを見ているのかというところで。そうすると、例えば脱税だということになれば、当然税理士資格だっというふうになるのか。例えば2年間の営業できないとか税理士にも降りかかってくるわけですよ。この問題をどういうふうにするのか。

ですから、やるべきことはちゃんと一つ一つやってほしい。しかも今回、関議員の指摘でこれが見つかった発覚したということになると、日々そこで仕事をしている人たちはどういうことをしているのか。これ私はもう実際分かっていたんじゃないかなど。確信犯だろうというふうに思っています。分からないわけがない、こういうことは。

しかも、あと無料で入る券とか、そういったものがあるけれども、こういった複雑なことが複雑な入湯税の問題が出ないように、やはり税だけは入る人にはちゃんと払ってもらえるような形、地元でも無料で入っているというのあるけれども、それは最低限の税的なものは払ってもらえるように変えていったほうがよろしいと思いますよ。

何かあれば町長お願いします。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本当に申告漏れがあったということについては反省し、本当に申し訳ないと思っております。

ただ1つ訂正をお願いしておかなければならないのは、分かっている、現場の人間が分かっている、わざと税を申告しなかったのではないかという指摘については、そんなことはない。従業員は意図的に税金を払わないように書類をつくり込んだとか、そういうことは一切ありませんので、そこは信用してあげてほしいというふうに思います。

小林課長から概要説明ありましたが、もう5年以上前からずっと漏れていまして、毎年税理士さんに申告をやってもらったり、開発公社の監査、町の監査と二重に通っていたんですが、入湯税の金額と入場者数の違いは、子供は入湯税払わないので子供の人数の違いであるというふうなことで納得して、これぐらいだろう、間違いはないというふうに見ておいたんですけども、よく調べてみたら一番昔からずれていたのは、じゃらんとかそういった旅行サイトを通して予約して入ってくるのはかなり前からあったんですけども、レジのところでは、もうじゃらんを通してお金払ってありますからってということで、レジではお金を払わないで鍵を受け取って中入るんですね。後から、じゃらんからまとめて何人分の利用がありましたって、どんて振り込みがあるんですけども、そういった入場する

ときにレジで、この場で入場料は取らないけれども、入湯税は発生していますというのを処理するボタンを押して入れなければいけないところを、その入湯税も何も発生しないで入場するような処理をするボタンがあって、間違っただけを押して入れていたと。それはレジというか、入場のところですね。

経理のほうでは、何人入って、何人入場客が入って、入湯税が幾ら発生していると自動で管理するシステムがあるんですけども、それで自動で入湯税等を計算しているので、コンピューターシステムを通して自動で入湯税を計算しているので間違いがないというふうに経理担当者は思っていたんですけども、そもそも入場するところのレジ打ちの仕方が間違っていると、その先のデータはみんなずれてしまうということでした、これはちゃんと企業と提携して、こういうチケットが発生した場合は、レジではこのボタンを押すんですよというような指導がしっかりと徹底していれば、ちゃんとレジには入湯税が発生するよという、無料で入れるけれども、入湯税が発生していますという処理をするボタンもあったんですよ。

そういうボタンもあったんですけども、そのボタンを押さずに鍵を渡して入れていたので、経理システムのところには、それが入場何人、入湯税発生何人というシステムが入ってくるデータにその人数がすっぽり、それがすっぽり抜けていて、それがもう長い間気づかないで、ずっとそういう処理してきて、今回監査委員の指摘があって、もう1回その入場者数と子供の数とかのずれというのを検証してみたら、やっぱりずれているというので、何でずれているんだろうというところで、今まで深く考えないで、これ子供の人数だろうとやって処理していたのを深くもう1回掘り下げて、何でずれているんだということいろいろ探してみたら、それが発見された。レジでそういうクーポン券の系統というんですかね、そのクーポン券の系統、先払いのクーポン券、いろいろな形でレジで払うんじゃないくて、先払いのクーポン券で入ってくる系統の入場者について、レジ打ちの仕方が間違っていた。

それはレジのパートさんが悪いんじゃないくて、確かに営業担当者、経理担当者、レジ打ちの担当者の中で、こういうチケットが来たら、どういうふうにレジで打てばいいんだということの教育が徹底していなくて、それぞれがきちんと処理されているものだと、それぞれの営業は営業で正しく処理されていたと思い込んでいて、経理は経理で正しく処理されていると思い込んでいて、レジはレジで、これで問題なくいけていると思っていたんですけど、そこがずれていたということで、本当にそういう理由で、かなり昔から、今回、地方税法に従って5年分遡及適用して入湯税を支払うわけですが、役場から支配人とか事務局長が派遣されていた時代もあって、そのときもやっぱり気づかなかったということで、決して意図的に現場にいた人が隠しているわけじゃなくて、歴代の支配人や事務局長にも聞いてみたんですが、本当に気づかなかったと、そういうふうなところのデータの誤りというのがということでございます。

率にして5年間で1億1,000万に対して600万のずれということで、本当に6%のずれということで、大きなずれとも言えますし、気づかないずれとも、実際気づくことができなかつたずれであるわけですが、本当にこれを機に外部の中小企業診断士ですとか、そういった方にもアドバイスを受けまして、経理のシステムとか業務の展開の仕方などしっかりと立て直しを図ってまいりたいと思います。

本当に脱税をしているわけじゃなくて、本当に経理のミスによる申告漏れであるということはずいぶん、現場の人間として、そういう意図的に悪い経理をしようとしてやったものではないということについてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（阿久津則男君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） これね、人数的なもので言うと令和3年と令和4年は1万人以上、令和4年度だと1万5,000人近くになるわけですよ。そうすると、ちょっと今いろいろ何言っているかよく分からなかったけれども、システムの中身をよく町長分かっていらっしゃる。ですから、現場の人間じゃなくて町長は実際分かってたんだと思うんだよね、これはね。

それで、そういうシステムで云々ということよりも、町長よく、過去最高の人数だ、何万人、何十万人入っていますと言うけれども、それだけわかっているんだったら、子供の数だけ引けば、それが大体ほぼ当たっているかどうか分かっていないですか。分かるじゃないですか。200万もこんなに差があるなんて。

だって、総人数から12歳以下を引けばいいんでしょう。それ掛ける150円でしょう。そうだよ。だって、ごくごく簡単でしょうよ。どのボタンを押すとかシステムがどうだとか、じゃらんだかぎゃらんだか分からないけれども、そういう初歩的なことをできないなんて、指定管理しているあれはないと思うよ。

今度、町長、今度指定管理をする場合は1週間2週間じゃなくて、数か月猶予期間は置いてください。2年後になるか3年後になるか、あと何年あるんだろう。課長3年、2年。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） あと3年です。

○6番（加藤木 直君） 3年。これね、正直言って今変えたいぐらい。だけれども、ちゃんとインターネットでも何でも、やっぱり周知期間というのをちゃんと置いて、3か月から半年。1週間2週間じゃなくて、もう一般の業者やりたいと言ってもできないですよ。ですから、これだけは周知期間は長く置くようにしていただきたいなというふうに思います。

本当にこの税の問題は、これ延滞金か何か取られるのかな。取られるよね。ですから、そうすると、これお金はどこから出るんですか。この600数十万払うお金というのは。これはもちろん営業の中から出すべきものだと思うんだけど。理事長。それならいいかもしれないけれども、これも一般会計云々と言ってくると、またどういうふうになるか分

からないで、これどこから出すのか、こういったのもちよっと検討していかなくちゃならないというふうに思うんですけども、どのように今考えていますか。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君、まとめて簡潔にお願いします。

○町長（上遠野 修君） 色々質問ありました簡潔に最後の質問、どこから出すのかということですが、現在、開発公社の手元資金から9月中にお支払いすることを考えております。

○議長（阿久津則男君） 今後とか何とか言ったの。いいですか、質問で。  
加藤木議員。

○6番（加藤木 直君） じゃ開発公社の手持ちから出すということなんですけれども、最終的にまた年度内補正を組んで、その分ではなくても違う部分で、この部分を出すというようなことはないでしょうね、まさか。どうですか、町長。

○議長（阿久津則男君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 燃油高騰とか様々な事情がありまして、ちょっと将来のことについてはまだ完全に見通せないところありますが、町に負担かけないように一生懸命営業して収入を増やすように努めてまいりたいと考えております。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） これ私も監査のときに一目瞭然で入湯税がおかしいということが分かったわけで指摘して、この数字が出てきたわけですが、これ町長ね、これ去年、令和4年度1年間分の入湯税の誤差がミスが出たというなら私も納得するんですよ。これトータルで10年以上こういうミスしていて、何の勉強も何もせず、このままずっと続けた。これが経営者としてもゼロだよ。入湯税という税金ですよ。税金を脱税だよ、これ本当に。

これ悪質なんですよ。単年度ならまだしかも、単年度じゃないよ、ずっとですよ。反省に全く変わってない。全く反省も何もしてない。これ出したから修正申告するから、これ実際に修正申告したら、5年分さかのぼったら七、八百万いくでしょう。この金額じゃ済まないですから。この責任、この悪質な責任を町長はどう取るか。町長の答弁はいいですけども、私、発見した身から言いますけれども、本当に悪質な開発公社の経理だということを私は痛感いたしました。

私、もう結構です。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。ございませんか。

○10番（三村孝信君） これ写真の聞いていいの。

○議長（阿久津則男君） さっきの。質問した人は特にね。

はい、どうぞ。

○10番（三村孝信君） 赤い車あるでしょう、これ。皆さんもこれ開いてみるといい。いや、出してやってもらえる。せっかく用意してくれたの話題にならないと。いいですか、

質問して。

○議長（阿久津則男君） 10番三村孝信君。

○10番（三村孝信君） いや写真までね。あと見積書とありがとうございました。

ただ、この写真を添付してくれたんですが、これどこの傷なんだかよく分からないんだよね。これ指摘してもらっていい。

○議長（阿久津則男君） 廣木局長どうぞ。

○10番（三村孝信君） この何か塗装してあるようなところではないんでしょう。

○議長（阿久津則男君） 廣木局長どうぞ。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ご質問にお答えします。

今ポインターを動かしているんですけども、部分的にはこの部分ということでありませう。写真の撮り方がちょっとあれなんですけれども、場所的にはこの辺だということ。

〔発言する者あり〕

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ちょっとお待ちください。

今、見積書のほうを提示させていただいているんですけども、北関東マツダ水戸千波店というマツダのディーラーさんになります。

担当者につきましては、車のほうにつきましては、もう既に修理を行って……

〔発言する者あり〕

○議長（阿久津則男君） 三村議員はいいんですか、もう。

○10番（三村孝信君） 傷が分からない。

○議長（阿久津則男君） 質問のしようがない。

○10番（三村孝信君） 質問のしようがないからいいです。

○議長（阿久津則男君） 1番高橋裕子君。

○1番（高橋裕子君） 私もちょうと傷はどこだか分からなかったんですけども、見積書を見ると、ペイントが3万7,620円で、その下にボディーコーティング代が入っているから余計1万5,000円近くプラスにかかっているんですね。1万5,000円高くなっているのは、そのフェンダー部分を全部ボディーコーティングをし直さないといけないという理由で高くなっているみたいです。

○議長（阿久津則男君） 高橋議員、それマイク。

○1番（高橋裕子君） すみません。初動登録が4年6月の車なので、多分1年落ちの新車だと思うんですね。1年前に買ったときにボディーコーティングを全面してあるから、コーティングをやり直さないといけないから余計高い。スリーコートパールと書いてあるので……。ただ、どこがぶつかっているか分からないんですけども、このスリーコートパールというのは独特な塗料と技術が必要なので余計に高くはなっちゃって。ビッグモーターじゃなくても、多分スリーコートパールだったら、これぐらいは高くなっちゃう。

〔発言する者あり〕

○議長（阿久津則男君） 高橋議員のは質問ではないんだな。

○1番（高橋裕子君） 一応なんか車屋さんが高い高いというイメージで……。ただ、傷は分からない。

○議長（阿久津則男君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） これは当事者と先生と示談になっているから、これで保険屋さんもこの金を出すと。出すんだから、私はこれ以上いいと思います。

○議長（阿久津則男君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿久津則男君） それでは、以上で報告を終了いたします。

---

## 閉 会

○議長（阿久津則男君） 以上で本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る9月5日火曜日午前10時をもって令和5年第3回議会定例会が招集されますので、午前9時50分までに控室にお集りくださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時04分閉会